

官業改革タスクフォース フォローアップ調査票

事項名 (所管府省名)	政府管掌健康保険保養所の民間開放推進 (厚生労働省)
1. 根拠法令	健康保険法第150条
2. 実施主体	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構 (施設の運営については、都道府県の各(財)社会保険協会、(財)社会保険健康事業財団に委託している)
3. 予算額	—
4. 従事者数	147名(平成19年1月末現在:15施設の職員数)
5. 事務・事業の内容	政府管掌健康保険の被保険者及び被扶養者の疾病予防、健康の保持増進に資することを目的として設置した健康保険保養所・健康増進所、保健福祉センター及び健康づくりセンターの運営を行うもの
6. 措置内容 (規制改革・民間開放の推進に関する第1次答申)	健康保険保養所については、現在国内に21箇所設置されている。政管健保の厳しい財政状況から、今後は、保険料財源を施設整備等に投入せず、平成12年度の閣議決定により、施設の廃止・売却を進めていくこととなっている。厚生労働省では、平成16年度中に整理合理化計画を策定し、平成17年度に設置予定の独立行政法人へ現物出資し、5年を目処に地方公共団体や民間への売却を進めることとしているが、施設利用料では、運営経費のまかなえない施設も多い。 したがって、整理合理化計画を前倒しして実施するとともに、運営収支の改善が見られない施設は、速やかに廃止、売却すべきである。【平成16年度以降逐次実施】
7. 講ぜられた措置	政府管掌健康保険保養所については、平成17年3月31日付「年金・健康保険福祉施設(病院を除く)に係る整理合理化計画」に基づいて、平成17年10月1日に設立した独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において平成22年9月末までに全ての施設の廃止・売却を行うこととしている。平成17年10月1日付で当該機構に保健・福祉施設を出資し、現在、民間等への一般競争入札による売却を進めている。 (別添1、別添2参照)
8. 質問事項	(1) 民間等への一般競争入札による売却を進めているとの御回答であるが、物件の売却状況と、今後の売却予定についてお示し頂きたい。 →政府管掌健康保険保養所については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に35施設を出資し、平成19年3月末時点で16施設が売却され、落札価格は約32億8千万円である。

残り19施設については、当機構が解散する平成22年10月までに売却を予定している。

内訳については、別紙1参照。

- (2) 民間等への一般競争入札による売却を進めているとの御回答であるが、売却した物件について、当該施設の建設費及び運営費に用いた保険料を財源とする投入金額と、民間等への施設売却額についてお示し頂きたい。

→別紙2参照

- (3) 一般競争入札について

- ①民間等への一般競争入札による売却を進めているとの御回答であるが、既に売却した物件と今後売却を予定している物件について、物件ごとの入札条件をお示し頂きたい。

→政府管掌健康保険保養所については、売却後における用途の指定や施設職員の雇用を条件としない、また、地方自治体に対し優先的に譲渡するといったことも設けない無条件の一般競争入札を行うこととしている。

ただし、公序良俗に反する使用等が行われることがないように、入札参加資格により一定の制限は設けているところである。

- ②一部報道によれば、入札参加資格や最低売却価格が不透明であること、落札者に対する不当な手数料徴収が行われていることが指摘されているが、競争入札が適切に行われているのか、見解をお示し頂きたい。

→別紙3参照

年金・健康保険福祉施設（病院を除く）に係る整理合理化計画

平成17年3月31日
（厚生労働省）
（社会保険庁）

1 目 的

国においては、これまで年金の福祉施設及び政府管掌健康保険の保健・福祉施設を厚生年金保険法、国民年金法等に基づき設置してきたところであるが、近年の年金制度等を取り巻く厳しい財政状況、施設を取り巻く社会環境及び国民のニーズの変化等を踏まえ、整理合理化を進めることとしている。

本計画は、年金の福祉施設及び政府管掌健康保険の保健・福祉施設（病院を除く。以下「年金・健康保険福祉施設」という。）の整理合理化の円滑かつ適切な遂行を図るため、整理合理化の推進体制、整理合理化に当たっての基本的な視点及び年金・健康保険福祉施設の譲渡又は廃止に当たっての考え方等整理合理化の実施に係る基本的枠組みについて定めることを目的とする。

平成17年10月に設立予定の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）において実施する年金・健康保険福祉施設の具体的な整理合理化業務については、本計画を踏まえ、厚生労働大臣が独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項に規定する中期目標を定めるとともに、機構において同法第30条第1項に規定する中期計画等を定める。

なお、厚生年金病院に係る整理合理化計画は、別途、平成17年度に定める。

2 本計画における整理合理化対象施設

年金・健康保険福祉施設に係る整理合理化は、譲渡又は廃止により行うものとし、本計画の対象施設は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第79条又は国民年金法（昭和34年法律第141号）第74条の施設及び健康保険法（大正11年法律第70号）第150条第1項又は第2項の事業（政府が管掌する健康保険に係るものに限る。）の用に供する施設（以下「施設」という。）とする。

ただし、6（3）の機構設立前の早期廃止対象施設、社会保険事務所との合築施設であって庁舎に転用するもの及び病院を除く。

3 整理合理化の推進体制

- (1) 施設の整理合理化を推進するため、機構を平成17年10月1日に設立する。
- (2) 機構は、その設立目的を達成するため、民間の知見を最大限活用する。
- (3) 厚生労働省及び社会保険庁は、施設の整理合理化の円滑な推進を図るため、機構の業務に対し必要な支援を行う等、所要の措置を講ずる。
- (4) 整理合理化対象施設は、機構の設立後5年以内に民間等に譲渡又は廃止するものとする。なお、今後の経営見通しが極めて厳しい施設等については、機構の設立前に社会保険庁において早急に譲渡又は廃止を行う。

4 整理合理化に当たっての基本的な視点

- (1) 施設の譲渡に当たっては、年金資金等への損失の最小化を図る。
- (2) 老人ホームの入居者への配慮を行うとともに、委託先公益法人の従業員の雇用問題への配慮を行う。

5 譲渡又は廃止に当たっての基本的な考え方

- (1) 厚生労働大臣は、整理合理化対象施設を機構に出資する。
- (2) 機構は、以下に留意し、施設の整理合理化を行うものとする。
なお、終身利用老人ホームについては、終身利用という事情を踏まえ、譲渡の在り方について適切に判断するものとする。
 - ① 譲渡価格
施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。
 - ② 契約方法
公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争契約によるものとする。
ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡するものとする。

③ 譲渡条件

以下の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心機能を持続することを譲渡条件とする。なお、施設の機能廃止が相当とされた施設についてはこの限りではない。

ア. 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム）

イ. 入居者に配慮すべき施設（終身利用老人ホーム及び長期入居型老人ホーム）

④ 老人ホーム入居者への配慮及び委託先公益法人の従業員の雇用問題への配慮

ア. 老人ホームの譲渡に当たっては、転居先施設の斡旋を行う等現に入居している者に対して十分な配慮を行う。

イ. 施設の買い受け者に対する雇用の依頼等委託先公益法人の従業員の雇用問題に配慮する。

(3) 機構が行う施設の譲渡又は廃止業務の円滑な推進のため、厚生労働省及び社会保険庁は必要な支援を行う。

6 譲渡又は廃止の進め方

(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期

① 各年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、機構が策定する年度計画において定める。

② 機構は、譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。

なお、公告時期については、委託先公益法人における清算業務や従業員の雇用問題に配慮する。

(2) 譲渡方法

各施設の具体的な譲渡方法については、機構において設置する外部の有識者からなる機関の意見を聴いて定める。

(3) 機構設立前の早期廃止対象施設等

社会保険庁は、5の譲渡又は廃止に当たっての基本的な考え方にかかわらず、今後の経営見通しが極めて厳しい施設及び借地上に設置されている施設であって機構に出資できないものについては、機構設立前の平成17年9月末までに廃止又は譲渡することに努める。

なお、社会保険事務所との合築施設については、施設全体の利用方法を検討した上で適切に対処する。

7 情報の提供

(1) 業務の実施状況に関する情報提供

機構は、施設の譲渡実績及び機構の収支状況について、積極的に情報公開を行う。

(2) 譲渡対象施設に関する情報提供

機構は、施設の譲渡を円滑に実施する観点から、個々の施設に関する情報提供の充実に努める。

(参考)

整理合理化対象施設

*平成16年4月1日現在

種 別		施 設 類 型	施 設 数
年 金 の 福 祉 施 設	厚生年金保険	保養ホーム	4
		会館	21
		老人ホーム(長期入居型 22施設)	32
		健康福祉センター(サンピア)	25
		総合老人ホーム(休暇センター) (長期入居型 8施設)	17
		終身利用老人ホーム(サンテール)	1
		スポーツセンター	4
		計	104
	国民年金	健康保養センター	47
		健康センター	8
		会館	2
		総合健康センター	2
		計	59
	制度共通	社会保険センター	48
		社会保険健康センター	44
計		92	
小計		255	
政府 管掌 健康 保険 の 保 健 ・ 福 祉 施 設	健康保険	社会保険診療所	7
		健康管理センター	15
		保健福祉センター(ヘルシーパル)	13
		健康づくりセンター	6
		保養所、健康増進所(ホールサムイン)	22
	小計	63	
合計		318	

※上記の外、福祉施設職員用宿舍等も整理合理化対象施設に含まれる。

政府管掌健康保険の保健・福祉施設一覧 (平成16年4月1日現在)

◇ 保養所、健康増進所 (ホールサムイン)

No.	県名	施設名称	所在地
1	青森	ホールサムインあさむし	青森市大字浅虫字蛸谷85-8
2	岩手	ホールサムインつなぎ	盛岡市繫字塗沢37-5
3	宮城	ホールサムインばんじ	仙台市太白区秋保町湯元薬師40-2
4	秋田	ホールサムインよこて	横手市婦気大堤字田久保1-294
5	山形	ロジZAOドッコ沼	山形市上宝沢不動上
6	"	ホールサムイン小野川	米沢市小野川町字塔ノ原三2650-2
7	福島	いいざか	福島市飯坂町湯野字上川原1
8	栃木	レークイン日光	日光市湯元官有無番地
9	群馬	ホールサムインしゃくなげ	吾妻郡草津町草津464-1
10	東京	二子玉川園スポーツセンター	世田谷区鎌田1-16-1
11	新潟	グリーンヒル山彦	西蒲原郡弥彦村弥彦2345-2
12	富山	ホールサムインうなづき	下新川郡宇奈月町五千僧5509-16
13	山梨	レイクサイド山中	南都留郡山中湖村旭ヶ丘
14	長野	上諏訪荘	諏訪市湖岸通り2-5-27
15	"	ホールサムイン上高地	南安曇郡安曇村4668
16	静岡	ホールサムイン中伊豆	伊豆市八幡1001-7
17	京都	東山荘	京都市東山区清水4-160
18	鳥取	ホールサムインかいけ	米子市皆生新田3-297
19	岡山	つしま宛	岡山市津島新野1-1-22
20	"	ホールサムインせとうち	倉敷市児島唐琴町1422
21	山口	ホールサムインやまぐち	山口市湯田温泉4-7-12
22	佐賀	ホールサムインうれしの	藤津郡嬉野町岩屋川内立石甲445

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の概要

1 概要

(1) 法人の名称

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）

(2) 法人の目的

機構は、厚生年金保険法第79条又は国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業の用に供する施設であつて厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もつて厚生年金保険事業、国民年金事業及び政府が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的とする。

(3) 役員 理事長1人、理事1人（非常勤）、監事2人（非常勤）を置く。

(4) 役職員の身分 非公務員とする。ただし、役職員に守秘義務を課すとともに、刑法等の罰則の適用については公務員とみなす。

(5) 法人の業務

- ・年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。
- ・年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営及び管理を行うこと。
- ・上記業務に附帯する業務を行うこと。

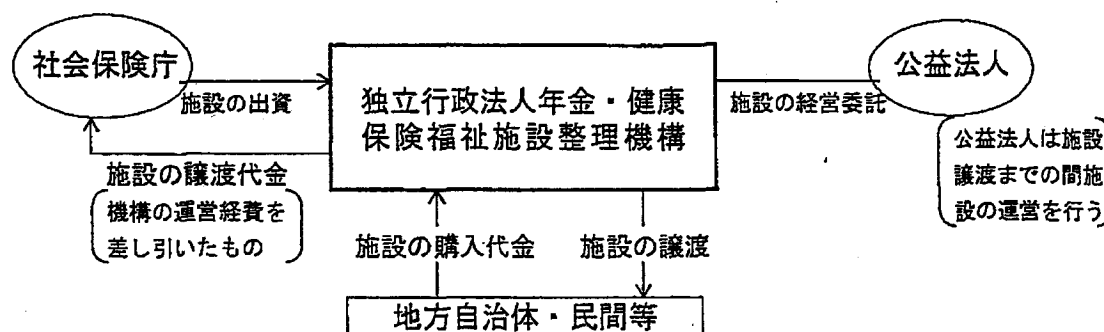
(6) 法人の運営費 法人の運営費は、全て年金福祉施設等の譲渡により生じる収益により賄う。

(7) 国庫納付金 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡により生じた収入から、事業運営に必要な経費を控除した残余の額を、国の特別会計に納付する。

(8) 機構の解散 機構は、成立後5年を経過する日に解散することとし、その資産及び債務は、解散の時に於いて国が承継する。

(9) 設立年月日 平成17年10月1日

2 年金福祉施設等の整理合理化の概念図



RFOにおける政府管掌健康保険保養所等の売却状況

(平成19年3月31日現在)

◇保健福祉センター（ヘルシーパル）

No.	県名	施設名称	運営委託先	落札状況	落札額(円)
1	福島	ヘルシーパル二本松	(財)福島県社会保険協会	—	—
2	群馬	ヘルシーパル赤城	(財)群馬県社会保険協会	—	—
3	富山	ヘルシーパルおやべ	—	落札	100,100,000
4	長野	ヘルシーパル岡谷	—	落札	173,333,333
5	岐阜	ヘルシーパル下呂	—	落札	171,000,000
6	三重	ヘルシーパル湯の山	—	落札	120,000,000
7	滋賀	ヘルシーパルおおつ	—	(国で売却)	—
8	山口	ヘルシーパルとくやま	—	(国で売却)	—
9	福岡	ヘルシーパル船小屋	(★)	—	—
10	佐賀	ヘルシーパルさが	(財)佐賀県社会保険協会	—	—
11	長崎	ヘルシーパルいさはや	(財)長崎県社会保険協会	—	—
12	熊本	ヘルシーパル八代	(財)熊本県社会保険協会	—	—
13	大分	ヘルシーパル別府	—	(国で売却)	—

◇健康づくりセンター

No.	県名	施設名称	運営委託先	落札状況	落札額(円)
1	北海道	札幌健康づくりセンター	(財)北海道社会保険協会	—	—
2	宮城	仙台健康づくりセンター	(財)宮城県社会保険協会	—	—
3	愛知	名古屋健康づくりセンター	—	落札	1,510,000,000
4	京都	京都健康づくりセンター	(▲)	—	—
5	大阪	東大阪健康づくりセンター	(▲)	—	—
6	兵庫	神戸健康づくりセンター	(財)社会保険健康事業財団	—	—

◇保養所、健康増進所（ホールサムイン）

No.	県名	施設名称	運営委託先	落札状況	落札額(円)
1	青森	ホールサムインあさむし	—	落札	40,110,000
2	岩手	ホールサムインつなぎ	—	(国で売却)	—
3	宮城	ホールサムインばんじ	(財)宮城県社会保険協会	—	—
4	秋田	ホールサムインよこて	(財)秋田県社会保険協会	—	—
5	山形	ロジックZAOドッコ沼	(財)山形県社会保険協会	—	—
6	"	ホールサムイン小野川	(財)山形県社会保険協会	—	—
7	福島	いいざか	(★)	—	—
8	栃木	レークイン日光	—	(国で更地返還)	—
9	群馬	ホールサムインしゃくなげ	(財)群馬県社会保険協会	—	—
10	東京	二子玉川園スポーツセンター	(財)東京社会保険協会	—	—
11	新潟	グリーンヒル山彦	—	落札	55,800,000
12	富山	ホールサムインうなづき	(財)富山県社会保険協会	—	—
13	山梨	レイクサイド山中	—	落札	88,000,000
14	長野	上諏訪荘	—	落札	71,300,000
15	"	ホールサムイン上高地	—	落札	25,000,000
16	静岡	ホールサムイン中伊豆	—	落札	56,000,000
17	京都	東山荘	—	落札	350,000,000
18	鳥取	ホールサムインかいけ	—	落札	176,009,000
19	岡山	つしま宛	—	落札	153,000,000
20	"	ホールサムインせとうち	—	落札	120,000,000
21	山口	ホールサムインやまぐち	—	(国で売却)	—
22	佐賀	ホールサムインうれしの	—	落札	71,010,000

※「落札状況」及び「落札額」欄に「—」の記載がある施設は、当機構が解散する平成22年10月までに売却を行う施設である。

※(★)の施設については、廃止済みの施設である。

※(▲)の施設については、廃止後、資産価値向上の為、管理委託を行っている施設である。

(2) 民間等への一般競争入札による売却を進めているとの御回答であるが、売却した物件について、当該施設の建設費及び運営費に用いた保険料を財源とする投入金額と、民間等への施設売却額についてお示しいただきたい。

- 1 健康保険保養所・健康増進所、保健福祉センター及び健康づくりセンターについては、昭和20年当時から建設しており、当時の資料は保存期間が経過したため残っていないことから、年金・健康保険福祉施設整理機構において売却された個別施設の建設費及び運営費に投入した金額について把握することはできない。
なお、当該施設を含む政府管掌健康保険の保健・福祉施設（社会保険病院を除く）に係る建設費の累計については、約1,425億円（建設費に係る支出科目の決算額から推計）となっている。
- 3 なお、売却した物件に係る民間等への施設売却額については、16施設で約32億8千万円である。

②一部報道によれば、入札参加資格や最低売却価格が不透明であること、落札者に対する不当な手数料徴収が行われていることが指摘されているが、競争入札が適正に行われているのか、見解をお示し頂きたい。

(答)

(入札参加資格について)

1. 機構は、一般競争入札実施要項において入札参加資格を定めるとともに、適正な手続きにより入札参加資格の審査を行っており、透明性のある入札が行われているものと認識している。

(最低売却価格について)

2. 年金福祉施設等の売却においては、年金資金等の損失の最小化の観点からできるだけ高く売却することが求められており、予定価格を原則非公開としている。

しかしながら、一方、買い受け需要の拡大や買い受け希望者の負担の軽減を図ることも重要であり、時価3億円以下の物件や不落物件等について、入札前に最低入札価格を公表することも可能としている。

なお、全ての物件について最低売却価格を入札前に公表することについては、落札価格が最低売却価格周辺に収斂する懸念、談合の懸念が払拭できず、適当ではない。

(落札者に対する手数料について)

3. 機構は、売り主として、指名競争入札により入札業務の一部につき媒介業者に委託しているが、買い手と委託先の媒介契約のあり方については一切関与してこなかった。

売り手である機構が買い手側の民民の契約に関与しないことは何ら問題がない。

なお、機構においては、平成19年度の入札公告物件から、できるだけ買い手の経済的負担が軽減されるよう、業務委託先が買い手から媒介手数料を徴取することを禁じる方式を導入している。